



平成29年4月19日

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社フルキャストに対し、落札決定後に契約締結を辞退したことから指名停止4か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社フルキャストは、平成29年3月1日に開札した、室蘭開発建設部発注業務の「労働者派遣（一般事務）（単価契約）」及び帯広開発建設部発注業務の「帯広開発建設部 労働者派遣（一般事務）（単価契約）」の落札者となりましたが、当該業務に必要な人員を確保できなかったことを理由に、平成29年4月7日に契約を辞退したことから、北海道開発局として株式会社フルキャストに対し、指名停止措置を行うものです。

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社フルキャスト	東京都品川区西五反田8丁目9番5号

2 指名停止措置期間：平成29年4月19日～平成29年 8月18日（4か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 佐藤 俊也（内線5703）
開発監理部 会計課 開発事務専門官 佐藤 文泰（内線5833）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

